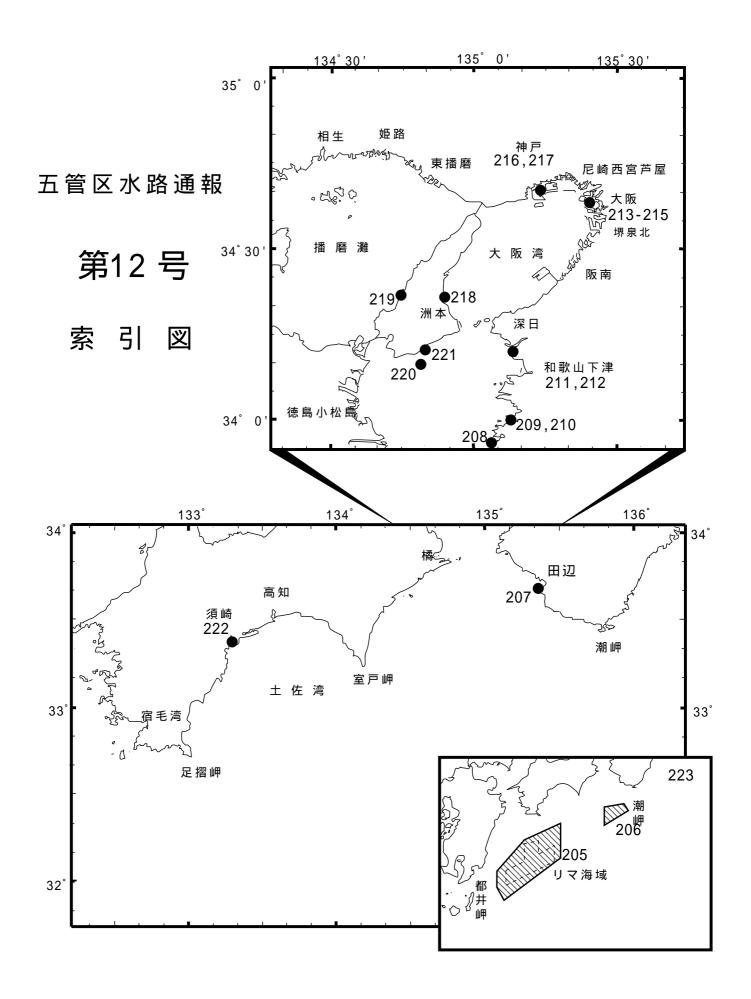
五管区水路通報第12号

	(205項-223項)	
平成18年 3月24日		第五管区海上保安本部
=======================================		=======================================
	足摺岬南方(リマ海域及び付近)・	
第 207項 本州南岸	田辺港付近、鉛山湾・・・・・・	
第 208項 紀伊水道	由良港付近・・・・・・・・	
第 209項 紀伊水道 第 210項 紀伊水道	湯浅湾・・・・・・・・・・ 湯浅湾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 210頃 紀伊小道 第 211項 和歌山下津港	和歌山区、南区・・・・・・・	
第 212項 和歌山下津港	下津区・・・・・・・・・・	
第 213項 大阪港	大阪区、第6区・・・・・・・	
第 214項 大阪港	内港航路及び付近・・・・・・・	
第 215項 大阪港	内港航路及び付近・・・・・・・	・・・沈埋函沈設作業
第 216項 神戸港	第3区・・・・・・・・・・・	
第 217項 神戸港	第4区及び付近・・・・・・・・	
第 218項 淡路島	洲本港北方・・・・・・・・・	
第 219項 淡路島	仏埼南南西方・・・・・・・・	
第 220項 淡路島	沼島・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 221項 淡路島 第 222項 四国南岸	潮埼東北東方・・・・・・・・・ 須崎港・・・・・・・・・・・・・	
第 223項 本州南岸	熊野灘・・・・・・・・・・	
	======================================	
本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています		
=======================================		
┌ 海上保安庁水路通報第11号		
海図の改補(小改正)のお知らせ(1984年)提表の		
(3月17日発行)掲載分		
今週は、五管区内の小改正通報はありません。		

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。 また、インターネットでも提供しています。		
よた、インターネットアとも提供しているす。 インターネットアドレス(URL) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/		
177 TYTT VX(UNE) ITTE. 77 WWWT. Katho. III TT. go. jp/		
五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先		
第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係		
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)		
神戸第 2 地方合同庁舎(9 階) FAX (078)332-6307(自動受信)		
FAXによる五管区水路通報提供サービス		
(078)332-6307・・・・・・最新号〔ポーリング受信式〕		
/0-0\00:		5.5.7、7.1、1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
	・・最新号(ホーリング受信式) 受信)・・最新号、バックナンバー(過去1 p://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/t	

12号 1 2 号 - 1 -



```
18年205項
                   四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近)
                                                      救難訓練
自衛隊航空機5機による、照明筒等を投下しての救難訓練が実施される。
       平成18年4月3日~28日の土曜及び日曜日を除く0800~2100
X
  域
       6地点により囲まれる区域
            (1) 32-35-50N 134-00-00E
            (2) 31-52-55N 134-00-00E
            (3)
                30-48-13N 132-22-51E
            (4)
               31-04-13N 132-07-51E
                31-23-13N 132-07-51E
            (5)
                32-09-13N 132-53-51E
            (6)
       W 1 5 7
海
  义
出所
       航空自衛隊新田原救難隊
18年206項
                   紀伊水道南方
                              救難訓練
自衛隊航空機5機による、照明筒等を投下しての救難訓練が実施される。
       平成18年4月3日~28日の土曜及び日曜日を除く0800~2100
\overline{\mathsf{X}}
  域
       4地点により囲まれる区域
            (1) 33-03-00N 135-22-00E
            (2)
                32-53-00N 135-30-00E
            (3)
                32-33-00N 135-01-00E
            (4)
                32-56-00N 135-01-00E
海
  义
       W 1 5 7
出
  所
       航空自衛隊新田原救難隊
18年207項
                   本州南岸
                             田辺港付近、鉛山湾
                                             潜堤完成
権現埼南方に、潜堤が完成した。
       下記2地点を結ぶ線を中心とする幅45.5m
            (1) 33-41-00.2N 135-20-28.9E
            (2) 33-40-57.3N 135-20-26.5E
       W 7 4
海
  义
出
  所
       田辺海上保安部
18年208項
                   紀伊水道
                             由良港付近
                                       標識灯復旧工事変更
五管区水路通報15年36号899項関連,18年10号165項削除
黒ハイ付近において、標識灯復旧工事が期間を延長して実施されている。
       平成18年6月30日までの日出~日没
期
\overline{X}
  域
       33-55-59N 135-03-53E付近
海
  义
       W 9 7
出
  所
       和歌山海上保安部
18年209項
                   紀伊水道
                             湯浅湾
                                    掘下げ作業
唐尾漁港において、掘下げ作業が実施される。
       平成18年3月30日~4月25日の日出~日没
\overline{X}
  域
       34-00.8N 135-08.7E付近
       W 1 5 0 C (J P共)
海
  义
出
  所
       和歌山海上保安部
18年210項
                   紀伊水道
                             湯浅湾
                                    突堤復旧工事
田地先において、突堤復旧工事が実施される。
期
       平成18年4月1日~8月15日(予備16日~31日)の日出~日没
\overline{X}
  域
       34-03.4N 135-08.7E付近
海
  义
       W 1 5 0 C (J P共)
  所
出
       和歌山海上保安部
18年211項
                   和歌山下津港 - 和歌山区、南区
                                             係船浮標撤去
五管区水路通報18年11号190項関連
係船浮標(No.3、No.4)が撤去された。
  置
       下記各位置
位
                34-12-23N 135-08-13E(No.4)
            (1)
                34-12-14N 135-08-17E(No.3)
            (2)
海
  义
       W 1 1 5 0
出
  所
       和歌山下津港長
```

18年212項 和歌山下津港 - 下津区 水門築造工事 女良川河口において、水門築造工事が実施される。

期 平成18年3月27日~6月30日(予備日含む)の日出~日没

X 域 34-07-11N 135-08-22E付近(付図参照)

海 义 W 1 1 4 4 和歌山下津港長 出所

大阪区、第6区 航泊禁止 18年213項 大阪港

五管区水路通報14年8号261項関連

大阪港大阪区における新島建設工事に伴い、

船舶の航泊が引き続き禁止される。

平成18年4月1日~21年3月31日 間

X 域 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-25.4N 135-21-36.9E
- (2) 34-37-57.0N 135-22-08.4E
- (3) 34-37-12.7N 135-21-09.8E
- (4) 34-36-54.5N 135-20-40.0E
- 34-37-14.6N (5) 135-20-28.9E

上記区域を灯標(レーダー反射器付、同期点滅)26基で表示

义 W123(JP共) 海

出 所 大阪港長公示第18-2号(18.3.8)

18年214項 内港航路及び付近 航行制限 大阪港

五管区水路通報14年45号1373項関連

大阪港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期 間 平成18年4月1日~21年3月31日

位 置 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-09.0N 135-23-25.0E(赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-02.4N 135-23-09.0E(大阪第2号灯浮標)
- 34-37-19.3N 135-21-58.0E(大阪新島埋立区域南第4号灯浮標) (3)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E(緑色灯付浮標)
- 34-38-23.9N 135-23-09.8E(大阪第1号灯浮標) (5)

1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、 制限事項

航行制限区域内をその方向に沿って航行する。 総トン数500トンを超える船舶の進路を

避けなければならない。

- 2)船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、 投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
 - 1 海難を避けようとするとき。
 - 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に 従事するとき。
 - 港長の許可を受けたとき。

3)船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、 できる限り右側を航行しなければならない

海 図 W123(JP共)

出所 大阪港長公示第18-3号(18.3.8)

18年215項 大阪港 - 内港航路及び付近 沈埋函沈設作業

五管区水路通報18年7号112項関連

大阪内港信号所北方において、海底トンネル沈埋函の沈設作業が実施される。

平成18年4月6日~5月14日(予備18日~31日)の日出~日没、 期 間

5月15日0600~17日1800

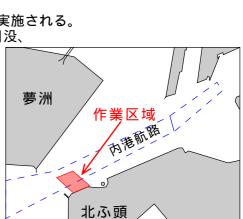
X 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-38-19.4N 135-23-57.2E(岸線上)
- (2) 34-38-26.4N 135-23-46.9E
- (3) 34-38-30.4N 135-23-56.4E
- (4) 34-38-22.9N 135-24-07.3E(岸線上)

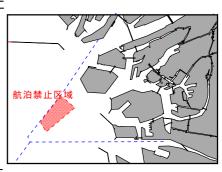
水深14mの可航幅は200m以上確保されている 備 考

义 W123(JP共) 海

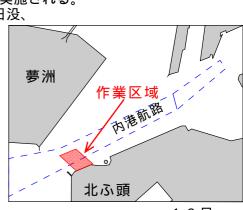
出 所 大阪港長



航行制限区域



作業区域



18年216項 神戸港 - 第3区 カッター練習

深江浜町北西において、カッター練習(参加艇7隻)が実施される。

平成18年4月15日、16日、22日、23日(予備29日、30日)の0930~1700

区域 (1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-43-04N 135-17-35E(岸線角)

(2) 34-43-03N 135-17-38E(岸線角)

(3) 34-42-56N 135-17-30E(岸線角)

(4) 34-42-53N 135-17-36E(岸線角)

考 練習期間中、区域内に灯付浮標を1基設置 備

海 図 W 1 0 1 A (J P共)

出 所 神戸港長



18年217項 神戸港 - 第4区及び付近 海底清掃作業

海釣り公園付近において、潜水士による海底清掃作業が実施される。

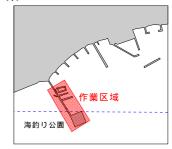
平成18年3月28日~5月16日(予備日含む)

日出~日没

 $\overline{\mathsf{X}}$ 域 34-38-05N 135-06-17E付近(付図参照)

海 図 W 1 0 1 B (J P共)

出所 神戸港長



18年218項 淡路島 洲本港北方 魚礁設置作業

魚礁設置作業が実施されている。

平成18年3月31日まで(予備日含む)の日出~日没

位置 34-21.7N 134-53.9E付近

沈設物 自然石3,000立方メートル

海 図 W 1 1 4 3

神戸海上保安部 出所

18年219項 淡路島 - 仏埼南南西方 潜堤築造工事変更

五管区水路通報18年4号61項削除

五色浜において、潜水作業を伴う潜堤築造工事が期間を延長して実施されている。

平成18年6月9日まで(予備日含む)

区 域 34-21.9N 134-44.7E付近

海 図 W 1 5 0 B

出所 五本部海洋情報部

18年220項 淡路島 -沼島 物揚場築造工事

五管区水路通報18年6号101項削除

沼島漁港において、物揚場築造工事が実施されている。

平成18年4月15日まで(予備日含む)

区域 34-10.2N 134-49.1E付近

海 図 W 1 5 0 C (J P共)

出所 五本部海洋情報部

18年221項 淡路島 -潮埼東北東方 魚礁設置

魚礁が設置された。

34-12.5N 134-49.3E 位 置

沈設物 鋼製魚礁(高さ約2m)16基、コンクリート製魚礁(高さ約2m)85基

海 図 W 1 5 0 C (J P共)

出所 神戸海上保安部 18年222項 四国南岸 - 須崎港 灯台等について

五管区水路通報18年9号160項削除

下記航路標識は、設置、移設及び廃止された。

1、設置

名 称 須崎港湾口西防波堤東灯台 位 置 33-22-28.4N 133-17-09.1E

塗色及び構造 白色 塔形

灯 質 群閃緑光 毎6秒に2閃光

光達距離4.0海里明 弧全度高 さ7.9m

2、移設

名 称 須崎港湾口西防波堤築造工事区域H灯浮標(灯台表第1巻3071.6)

位置旧)33-22-32.4N 133-17-09.1E

新) 33-22-33.2N 133-17-08.0E

3、廃止

名 称 須崎港湾口西防波堤築造工事区域E灯浮標

(灯台表第1巻3071.3)(33-22-19N 133-17-10E)

海 図 W105

出 所 高知海上保安部

18年223項 本州南岸 - 熊野灘 水路測量等

調査船「かいよう(3176トン)」による水路測量及び深海底探査システム「ディープ・トウ」の曳航作業が実施される。

期 間 平成18年4月8日~16日

区 域 下記経緯度線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-10N (2) 34-10N

(3) 136-00E (4) 137-00E

海 図 W 6 1 B

出 所 海洋研究開発機構